告示

○外務省告示第四十四号

日本国政府は、平成二十二年十二月十五日に国際通貨基金総務会において承認された「理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正」の受諾書を平成二十三年八月二十三日に同基金に寄託していたところ、同改正は、同協定第二十八条(c)の規定に従い、平成二十八年一月二十六日に効力を生じた。

平成二十八年二月二十四日　　外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三十八号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月一日から適用する。

平成二十八年二月二十四日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条第一号中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に改め、同条第二号中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に、「平成二十七年四月」を「平成二十八年四月」に改め、同条第三号中「平成二十七年六月」を「平成二十八年六月」に改め、同条第四号中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に改め、同条第五号中「平成二十七年六月」を「平成二十八年六月」に改め、同条第六号中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に改め、同条第七号中「平成二十七年六月」を「平成二十八年六月」に改め、同条第八号及び第十二号中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に改める。

第二条第三項中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に改め、同条第四項中「平成二十八年二月」を「平成二十九年二月」に改める。

第三条第三項、第四条第三項及び第五条第三項中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に改める。

第六条第三項中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に改め、同条第四項中「平成二十八年二月」を「平成二十九年二月」に改める。

第七条第二項中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に改め、同条第三項中「平成二十九年二月」を「平成三十年二月」に改める。

第八条第二項中「平成二十九年三月」を「平成三十年三月」に改め、同条第三項中「平成二十九年二月」を「平成三十年二月」に改める。

別表第一から別表第四十九までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項関係）〔１年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年４月
前　納　額	191,660円

別表第二（第二条第一項関係）〔６月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年４月から平成28年10月までの月
前　納　額	96,770円

別表第三（第二条第二項関係）〔平成29年３月までの期間の全ての保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年										平成29年		
	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前　納　額	円 206,620	円 191,660	円 175,970	円 160,230	円 144,440	円 128,600	円 112,710	円 96,770	円 80,770	円 64,720	円 48,620	円 32,470	円 16,260

別表第四（第二条第三項関係）〔平成29年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成28年										平成29年	
			３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成28年	４月	昭和31年４月２日から昭和31年５月１日までに生まれた者	円 15,590	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	５月	昭和31年５月２日から昭和31年６月１日までに生まれた者	31,800	16,260	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	６月	昭和31年６月２日から昭和31年７月１日までに生まれた者	47,950	32,470	16,260	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	７月	昭和31年７月２日から昭和31年８月１日までに生まれた者	64,050	48,620	32,470	16,260	—	—	—	—	—	—	—	—
	８月	昭和31年８月２日から昭和31年９月１日までに生まれた者	80,100	64,720	48,620	32,470	16,260	—	—	—	—	—	—	—
	９月	昭和31年９月２日から昭和31年10月１日までに生まれた者	96,100	80,770	64,720	48,620	32,470	16,260	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和31年10月２日から昭和31年11月１日までに生まれた者	112,040	96,770	80,770	64,720	48,620	32,470	16,260	—	—	—	—	—
	11月	昭和31年11月２日から昭和31年12月１日までに生まれた者	127,930	112,710	96,770	80,770	64,720	48,620	32,470	16,260	—	—	—	—
	12月	昭和31年12月２日から昭和32年１月１日までに生まれた者	143,770	128,600	112,710	96,770	80,770	64,720	48,620	32,470	16,260	—	—	—
平成29年	１月	昭和32年１月２日から昭和32年２月１日までに生まれた者	159,560	144,440	128,600	112,710	96,770	80,770	64,720	48,620	32,470	16,260	—	—
	２月	昭和32年２月２日から昭和32年３月１日までに生まれた者	175,300	160,230	144,440	128,600	112,710	96,770	80,770	64,720	48,620	32,470	16,260	—
	３月	昭和32年３月２日から昭和32年４月１日までに生まれた者	190,990	175,970	160,230	144,440	128,600	112,710	96,770	80,770	64,720	48,620	32,470	16,260

別表第五（第二条第三項関係）〔平成29年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成28年										平成29年	
			３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
	４月	昭和26年４月２日から昭和26年５月１日までに生まれた者	円 15,590	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —